# 付議第1号

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則議案

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(昭和34年4月21日教育委員会規則第4号)の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

#### -----

# 教育委員会規則

-----

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

#### 高知県教育委員会規則第 号

# 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則 (昭和34年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「40人(第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人)」を「35人」に改め、同条第3項中「心身の故障」を「障害」に改める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 令和7年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則第2条第2項の規定の適用については、同項の表中「35人」とあるのは、「35人(児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度、高知県教育長が定める学年及び特別の事情がある小学校にあっては、40人)」とする。

高知県教育委員会規則

- ◎公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の
  - 一部を改正する規則

対

新

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(抜 粋)

(学級編制の基準)

#### 第2条 略

2 学校の1学級の児童又は生徒の数は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とする。

学校の	1学級の児童又は生徒の	1学級の児童又は生徒の						
種類	数	数						
小学校	同学年の児童で編制する	35人						
(義務	学級							
教育学								
校の前	2の学年の児童で編制す	16人(第1学年の児童を						
期課程	る学級	含む学級にあっては、8						
を含		人)						
む。)	学校教育法(昭和22年法	8人						
	律第26号) 第81条第2項							
	及び第3項の規定に基づ							
	き設置する特別支援学級							
略	略	略						

3 特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(抜 粋)

(学級編制の基準)

### 第2条 略

2 学校の1学級の児童又は生徒の数は、次の表の左欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を基準とする。

学校の	1学級の児童又は生徒の	1学級の児童又は生徒の					
種類	数	数					
小学校	同学年の児童で編制する	40人(第1学年の児童で					
(義務	学級	<u>編制する学級にあって</u>					
教育学		は、35人)					
校の前	2の学年の児童で編制す	16人(第1学年の児童を					
期課程	る学級	含む学級にあっては、8					
を含		人)					
む。)	学校教育法(昭和22年法	8人					
	律第26号)第81条第2項						
	及び第3項の規定に基づ						
	き設置する特別支援学級						
略	略	略					

3 特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数

は、6人(障害を2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人)を基準とする。

は、6人(<u>心身の故障</u>を2以上併せ有する児童又は生徒で学級を 編制する場合にあっては、3人)を基準とする。

## 1 学級編制基準

	小学校	中学校					
<b>単式</b>	40(小1, 2は35)	40					
	16	8					
複式	〇 第1学年の児童を含						
	む学級にあっては8						
飛び複式	〇 いずれかの児童数が	〇 いずれかの生徒数が					
	8人を超えるときを除く	4人を超えるときを除く					

※ 義務教育学校については、前期課程は小学校に含み、後期課程は中学校に含むものとする。以下同じ。

### 2 教員配置基準(養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校事務職員を除く)

配置の根拠となる学級数を「通常の学級数」とし、現行の表により配置を行い、特別支援学級については、その学級数に応じた数を加える。(特別支援学級が1の場合は、定数を1加算して配置する。)

#### (1) 小学校

学校の規模の応ずる教員数は、次の基準による。ただし、教員数には、校長を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教員数	2	3	4	6	7	8	9	10	12	13	14	15	16	18	19	20	21	22

学級数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
教員数	23	24	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	39	40	41	42

#### (2) 中学校[北陵中学校希望が丘分校を除く]

学校の規模に応ずる教員数は、次の基準による。ただし、教員数には、校長を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教員数	4	6	9	9	9	11	13	14	16	18	19	20	22	23	25	26	28	30

学級数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	32	33	35	36	38	38	40	42	43	44	46	48

### (3) 北陵中学校希望が丘分校

教員数は、次の基準による。ただし、教員数には、教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3
教員数	4	5	8

#### (4) 教員特別配置

上記(1)(2)のほかに、次の基準により配置する。

- ① 寄宿舎を有する学校
  - ・収容生徒数 20人未満の学校 1人
  - ・収容生徒数 20人以上の学校 2人
- ② 加配については、学校の実施計画書を添えた市町村教育委員会の申請があり、学校としての特別な教育課題解決のために、県教育委員会が教育上特別の配慮が必要と認めた場合に限り、加配措置を行う。